



# 金融論B／II

## 第10回講義

### 銀行の自己資本比率規制と セフティーネット

担当教員：武田浩一

# 今回のテーマ



◆銀行の自己資本比率規制と  
セフティーネット  
(テキスト 第7章 p.177-208)

- 自己資本比率規制と早期是正措置
- 事後的措置とモラルハザード
- 日本の破綻金融機関処理制度

# 自己資本比率規制と早期是正措置

- 銀行が自己資本比率規制の基準を満たさない場合、金融監督当局（日本の場合は金融庁）は、**早期是正措置**と呼ばれる経営改善の実施の命令などの行政介入を行う。
- 早期是正措置は、銀行が債務超過に陥る前に政府が銀行に警告を出し**破綻を予防すること**を目的とする制度である。

国際的業務を行う銀行の自己資本比率規制の国際統一基準

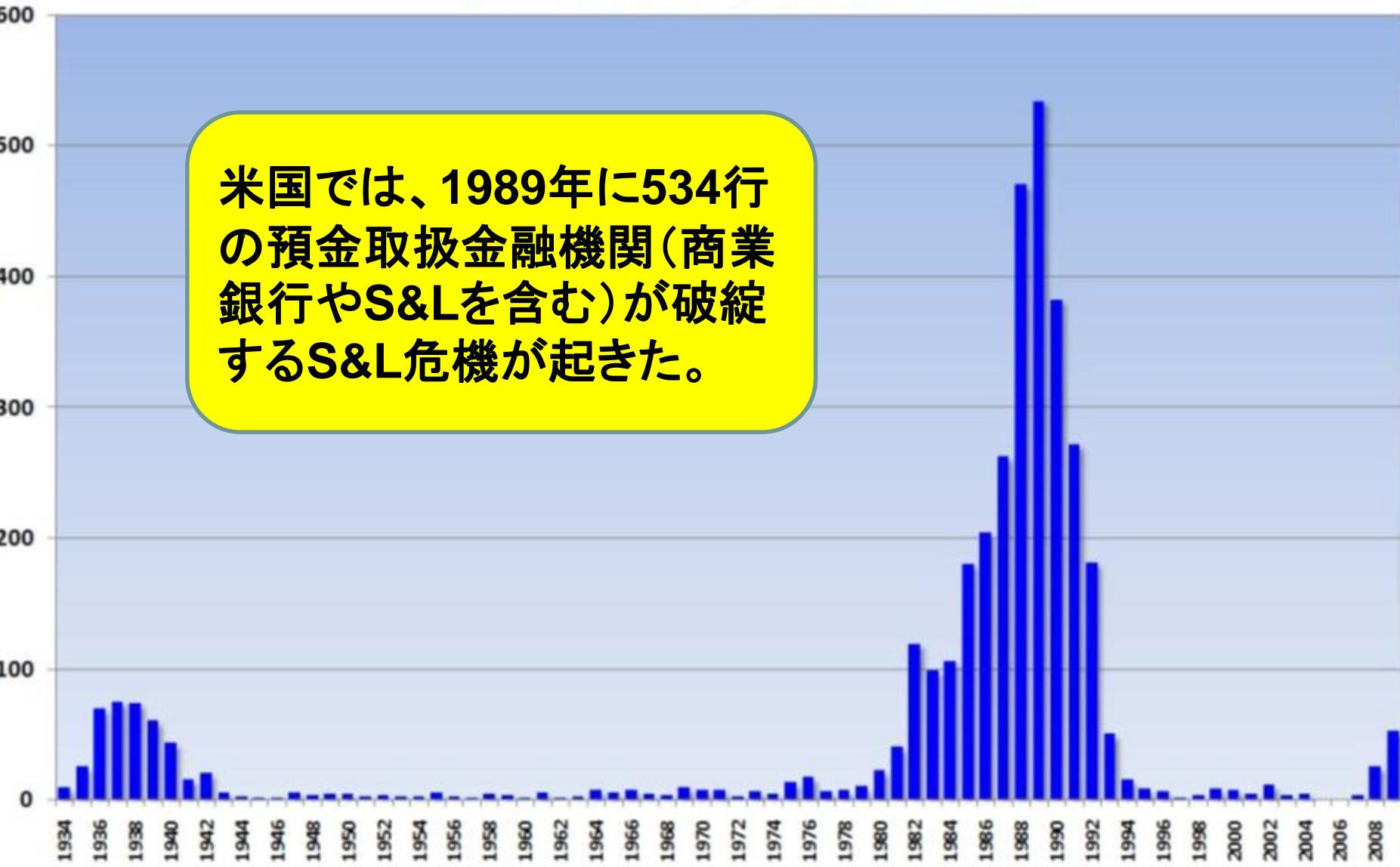
$$\text{リスクアセット・レシオ} = \frac{\text{自己資本}}{\text{リスクアセット総額}} \geq 8.0\%$$

# 日米の早期是正措置の導入

- 世界で最初に早期是正措置を導入したのは米国である。米国では1980年代に貯蓄貸付組合(S&L, Savings and Loan Association)の大量破綻によって預金保険基金が枯渇するという事態が生じたため、1991年に預金保険制度の改革が行われ、1992年に早期是正措置(prompt corrective action)が導入された。
- 日本では、米国の制度を範として、1年間の経過期間を経て1998年に早期是正措置が本格的に導入された。

## 米国の預金取扱金融機関の破綻件数の推移

米国では、1989年に534行の預金取扱金融機関(商業銀行やS&Lを含む)が破綻するS&L危機が起きた。



# 日本の早期是正措置の概要

- 早期是正措置では、自己資本比率の低下の段階に応じて、業務改善要請や業務停止命令が出る。

	自己資本比率	措置の内容
第1区分	8%未満(4%未満)	経営改善計画の提出・実施命令
第2区分	4%未満(2%未満)	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実施、配当・役員賞与の禁止または抑制、総資産の圧縮または抑制等
第2区分の2	2%未満(1%未満)	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併または銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施
第3区分	0%未満(0%未満)	業務の全部または一部の停止命令

(注)自己資本比率は国際基準行の数値(括弧内に国内基準行の数値を併記)。

(出典)金融庁資料より作成。

# 早期是正措置の効果

- 早期是正措置を適用されると、銀行は経営の自由度に大きな制約を受けるため、銀行には自己資本比率規制の基準を満たそうとする強いインセンティブが働く。
- 銀行は、不良債権の発生などのために自己資本の大幅な低下(自己資本の毀損、**キャピタル・クランチ**)が起きると、早期是正措置を適用されるのを避けるために、自己資本比率を引き上げようとする。

# 自己資本比率引き上げ策

- 自己資本比率を引き上げる第一の方法は、自己資本比率の分子である自己資本を増強するために、**新株を発行**することである。
- しかし、自己資本が大幅に低下したような銀行は、経営に問題がある場合が少なくないため、投資家はそのような銀行が発行する株式への投資には消極的になりやすく、新株の発行による多額の自己資本の増強は容易ではない。

# 自己資本比率引き上げ策

- 自己資本比率を引き上げる第二の方法は、自己資本比率の分母であるリスクアセット総額を圧縮するために、**リスクの高い資産残高を削減**することである。
- たとえば、通常の企業向け貸出金のリスクウェイトは1だが、国債のリスクウェイトは0である。銀行は企業向け貸出金を削減して貸出金の返済で得た資金を国債に投資すれば、リスクアセット総額は企業向け貸出金を国債に切り替えた分だけ圧縮され、自己資本比率が高まる。

# クレジット・クランチ

- 全国的な不動産価格の下落などのマクロ的な経済環境の悪化により多額の不良債権が発生すると、多くの銀行が自己資本の毀損による自己資本比率の低下分を補うために企業向けの貸出金を一斉に圧縮しようとすることがある。
- このような経済全体における企業向け貸出金の大幅な低下を、**クレジット・クランチ**あるいは**信用収縮**という。

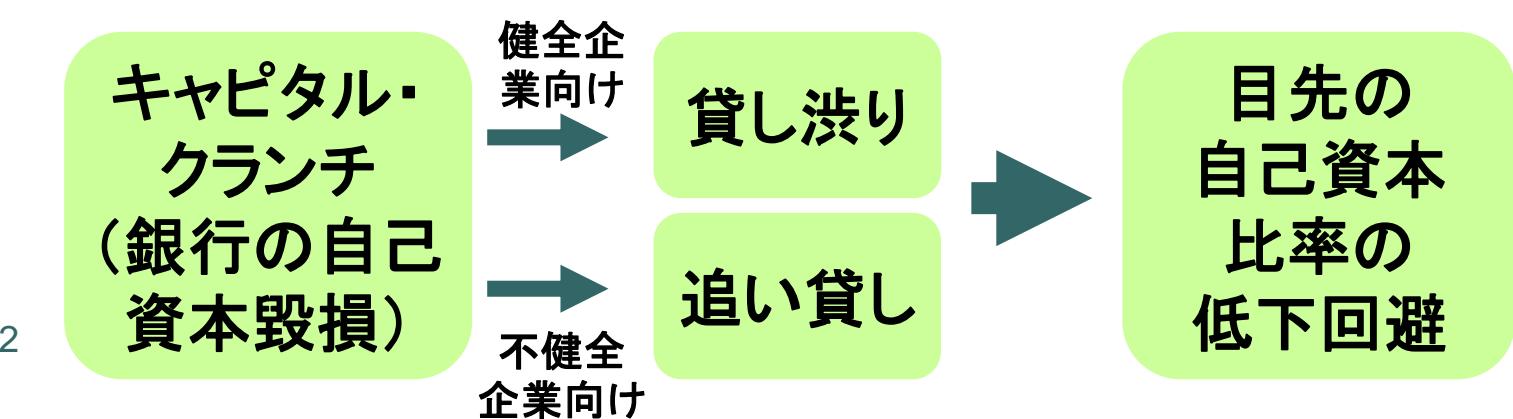


# クレジット・クランチ

- キャピタル・クランチが発生すると、銀行は財務が健全な企業には資金の貸し渋りを行う一方、財務が不健全で返済能力が不足する企業には追加融資(追い貸し)を行うことによって一時的に債務不履行の危機を免れて自己資本比率の一層の低下を回避しようとすることがある。
- クレジット・クランチが発生すると、健全な企業が企業自身の事情とは無関係に銀行の事情で貸出金を引き揚げられて資金不足に陥り、投資などの企業活動が低迷し、景気の悪化につながる。

# クレジット・クランチ

- 一時的に不良債権比率の一層の低下を避けるための問題先送り策により、資金が健全な企業に回らず不健全な企業に回るため、経済全体の資金配分が非効率になり、銀行は長期的にはより深刻な**不良債権問題**を抱える悪循環に陥ることになる。

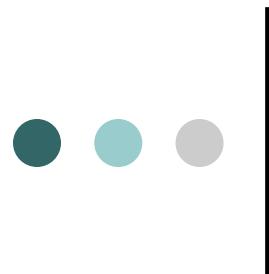


# クレジット・クランチ防止策

- このような非効率的な資金配分が生じた理由の一つは、従来の自己資本比率規制における企業向け貸出金のリスクウェイトが一律だったことにあると考えられる。
- 2006年度末に改正された新しい自己資本比率規制では、企業向け貸出金のリスクウェイトが企業個別の信用リスクに連動するように修正され、**リスクが高い企業への貸出金を削減するインセンティブが働く**ようになった。

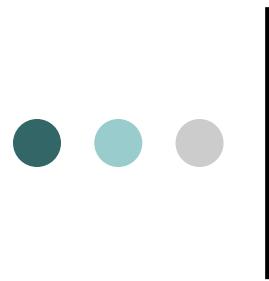
# 事後的措置とモラルハザード

- 銀行の連鎖的破綻を防ぐ事後的措置(セーフティ・ネット)である最後の貸し手機能や預金保険制度などは、金融システムの安定性を維持する有力な手段である。
- その反面、これらの措置は問題を起こした銀行の預金者の保護という側面を持つため、安易に運用すると預金者や銀行の**モラルハザード**を引き起こし、かえって金融システムを脆弱にしてしまうおそれがあることが指摘されている。



## セーフティ・ネットとモラルハザード

- もしセーフティ・ネットによって銀行が手厚く保護されており、経営危機に陥った銀行が必ず救済されるならば、預金者は安全な銀行を探す努力を怠り、銀行は自らの経営上のリスク管理に注意を払わなくなるという形のモラルハザードが生じるおそれがある。
- 預金者や銀行にモラルハザードが生じるのは、双方とも本来であればリスクが高いはずの行動をとっても、その行動による損失の負担をセーフティ・ネットが肩代わりしてくれるなどを当てにするからである。

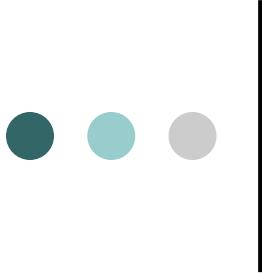


## セーフティ・ネットとモラルハザード

- つまり、セーフティ・ネットは金融システムの安定性を維持するために有益だが、銀行が破綻しなければよいという単純なものではなく、預金者や銀行がモラルハザードのためにリスクが高い行動をとる弊害を極力抑止するように制度の設計・運用がなされる必要がある。
- そのため、セーフティ・ネットには、預金者や銀行のモラルハザードを防ぐ仕組みが組み込まれている。

# 最後の貸し手と モラルハザード防止策

- 中央銀行の**最後の貸し手機能**は、金融システム全体の安定を維持するためのものであり、個別の銀行の問題に対処するためのものではない。
- したがって、中央銀行が個別銀行の経営危機に際して最後の貸し手として救済に乗り出すのは、それが金融システム全体の不安定化に発展するシステミック・リスクが存在する可能性がある場合に限られる。



# 最後の貸し手と モラルハザード防止策

- さらに、中央銀行が金融システムの安定性を維持するために最後の貸し手として個別の銀行を救済する場合、救済される銀行に経営上の問題があるときには、経営者の交代や業務範囲の縮小といった罰則措置がとられることがある。

# 預金保険制度と モラルハザード防止策

- 預金保険制度では、預金者のモラルハザードを防止するために、大口預金者の預金を全額保護しないペイオフ制度が導入されている（日本は2005年に導入）。
- また、米国などでは、経営リスクに対するバッファーとなる自己資本が充実した銀行は徴収される預金保険料率が低くなるリスク反映型の預金保険制度が導入されている。この制度は、銀行に過剰なリスクをとらないようインセンティブ（誘因）を与えることを意図したものである。

# 日本の破綻金融機関処理制度

- 日本を含む主要国における金融システムの安定化策は、過当競争の制限によって個別リスクの発生を防止して個別金融機関の破綻を阻止することを目的とする規制色の強い伝統的なアプローチから、問題のある金融機関を早期に発見・隔離して金融システム全体としてのシステミック・リスクを封じ込める目的とする規制と市場規律を組み合わせたアプローチに改革が進められ、金融機関の破綻が起きうることを前提とした制度の設計が行われている。

# 日本の破綻金融機関処理制度

- 2000年に成立した**改正預金保険法**は、預金保護制度のあり方だけでなく、2001年4月以降の恒久的な金融機関の破綻処理制度について定めている。
- これは、1997年に相次いだ大手金融機関の破綻で金融システムの安定性に対する不安に対応するために2001年3月までの時限措置として緊急に導入された**金融再生法**(金融機能再生緊急措置法)の後を受けて設けられた金融機関の破綻処理の枠組みである。

# 平時の破綻金融機関処理

- 平常時に金融機関が破綻した場合には、**金融整理管財人**が派遣され、管理処理される。
- 金融整理管財人は、破綻した金融機関の債権を健全債権と不良債権に分類の上、不良債権を切り離した健全債権からなる金融機関を、管理開始から1年以内(ただし、1年延長可能)に他の健全な金融機関に営業譲渡するか、健全な金融機関と合併させることにより処理する旨が定められている。

# 平時の破綻金融機関処理

- 受け皿となる金融機関が直ちに現れないときには、預金保険機構が出資して作った**ブリッジバンク**に2年を限度として(1年延長可能)移行の上営業譲渡機会を探すという途も準備されている。
- 最終的に受け皿となる金融機関が見つからなければ破綻金融機関は**清算**される。

# 平時の破綻金融機関処理

- 健全債権から分離された破綻金融機関の不良債権については、預金保険機構が出資する不良債権処理の専門機関である**整理回収機構**が損失リスクを織り込んだディスカウント価格で買い取る。

# 危機時の破綻金融機関処理

- システミック・リスクの顕現など危機的な事態が予想される場合には、公的資金注入、ペイオフコストを上回る資金援助、**一時国有化**(特別危機管理銀行)という例外的措置の発動が金融危機対応会議の議決を経て可能とされている。

# 危機時の破綻金融機関処理

- 破綻金融機関処理の所要資金については、政府保証により調達できるほか、事後的に金融機関から負担金の納付を求めることができる。金融機関の負担だけでは信用秩序の維持が極めて困難と判断される場合には、財政措置を講じることが可能となっている。

# 日本の大手銀行破綻事例

バブル期の貸出が不良債権化して経営難に

- 日本長期信用銀行(長銀)…1998年、特別公的管理銀行として一時国有化。2000年、競争入札で民間に譲渡、後に新生銀行となる。
- 日本債券信用銀行(日債銀)…1998年、特別公的管理銀行として一時国有化。2000年、競争入札で民間に譲渡、後にあおぞら銀行となる。
- 北海道拓殖銀行(拓銀)…1997年、商業銀行部門を北洋銀行に、本州の信託部門を中央信託銀行にそれぞれ営業譲渡して解散(事实上破綻)。